



第1章

計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

緑の基本計画は、熊本市が「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、公園等の整備、管理に関する計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組む、緑豊かなまちづくりの指針となるものです。

2. 計画策定の背景

熊本市は、歴史文化と自然環境の恵みにあふれた「森の都」であり、その長い歴史の中で育まれた緑について、風致地区や自然公園の指定などにより維持・保全に取り組んできました。また、平成 17 年には「緑の基本計画」を策定し、公園、街路樹、学校等の公共施設の緑の創出や民有地の緑化への助成のほか、熊本城公園、水前寺江津湖公園、立田山緑地等の公園整備など多くの施策・事業を展開し、主に緑の「量」の確保に努めてきました。

その結果、緑被率の確保や一人当たり公園面積の増加など量的な充実が図られた一方、「街中に緑が多いと感じる市民の割合」は低下するなど、緑の効用が市民の皆様には実感されていない状況があります。そこで、これからは、緑の「量」の充実に加え、市民・事業者・行政が一体となり、公共施設や住宅地の樹木等の適切な維持管理を行うことなどを通じ、緑の「質」の向上を図ることが重要となっています。

このような中、計画の策定後 15 年が経過し、人口減少・超高齢化社会、多核連携都市¹の形成など、様々な社会情勢の変化への対応が求められるほか、温暖化など地球環境問題への対応や、SDGs、グリーンインフラ、生物多様性²保全の推進などの新たな視点から緑のあり方を検討することが必要となりました。

また、コロナ禍の影響により「新しい生活様式」の定着が求められ、公園などの身近な緑にふれる機会が増えるなど緑の重要性が再認識されている中、本市においては、平成 24 年の政令指定都市移行に伴う、区ごとの特色のあるまちづくりの推進や「都市の顔」となる中心市街地における緑を活用した魅力の向上、平成 28 年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）を受け災害に強い都市づくりを進める中での緑の活用なども課題となっています。

このように、本市の緑を取り巻く環境が大きく変化する中、計画はその変化に的確に対応できるよう見直すことが必要です。また、本市の「緑」の所管部署が多岐にわたる中、これまで各々の部署で施策・事業の推進に取り組んできたものの、計画全体としての進捗管理の仕組みが十分にできておらず、本市の緑の現状や課題が不明確であった面もありました。

そこで、緑を取り巻く様々な環境変化への対応とともに、現行計画における各局間の連携不足について真摯に反省し、庁内関係部署における十分な連携・協議のもと、全庁一丸となって緑の基本計画の改定に取り組み、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」の実現を目指します。

¹ 地域拠点と中心市街地が、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した都市構造。

² 生きものたちの豊かな個性のつながりのこと。すべての生物の変異性をいうものであり、「遺伝子（種内）の多様性」、「種（間）の多様性」、「生態系の多様性」という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

3. 期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から10年後の2030年度（令和12年度）までとします。

また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や動向等を的確にとらえ、計画期間にとられず必要に応じた見直しを行います。

4. 緑の定義

本計画では「緑」の定義を、都市緑地法で示されている「緑地」と同義とします。

都市緑地法第3条第1項では「緑地」を「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義しています。

また、本計画では、「緑化」を「緑を創出するだけでなく、現在ある緑を保全し、必要によっては伐採・更新などを行い、適切な維持管理に努めること」と定義します。

なお、本計画の対象範囲は、熊本市全域とし、緑地を下記のとおり分類します。これらの内、良好な自然環境等を法や条例等により保全する緑地があり、風致地区、自然公園、環境保護地区³、保存樹木、緑地協定、市民緑地等がこれにあたります。

■緑地の分類

○公共の緑地

- ・都市公園（都市緑地含む）
- ・河川
- ・道路（街路樹等）
- ・学校（植栽等）
- ・その他の公共施設

○民間の緑地

- ・工場地
- ・商業地
- ・住宅地
- ・森林（自然林、人工林、竹林 等）
- ・田園（水田、畑 等）

³ 良好な自然環境を保全するため、「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、環境審議会の意見を受けて市長が指定する地区のことで、熊本市独自の制度。

5. 熊本市の緑の歴史

【江戸】

- 慶長 12 年（1607 年）、加藤清正が熊本城を完成させ、熊本城を中心に城下町が栄えました。
- 肥後熊本藩 6 代藩主・細川重賢が、武士のたしなみとして藩士たちに園芸を勧めたことが肥後六花の始まりとされています。また、10 代藩主・細川斉護の時代に、藩士による園芸愛好グループ「花連」が結成され、藩士たちは優良品種の栽培や新品種の育成に励みました。こうした伝統を背景に、熊本では植木市が発展し、400 年以上の時を経て、現在まで受け継がれています。



熊本城

【明治～大正】

- 明治 24 年（1891 年）熊本駅の開業、大正 13 年（1924 年）市電開通などとともに、市街地が拡大しました。
- 明治 27 年（1894 年）4 月、文豪夏目漱石は、上熊本駅で汽車を降り、京町台の高台から眼下に広がる熊本市の街並みを見て「森の都」と表現したといわれています。以来、熊本市民はふるさとして「森の都」と称されることに誇りを感じています。



水前寺成趣園

【昭和】

- 昭和 5 年（1930 年）、花岡山・万日山、八景水谷、立田山、水前寺、江津湖、本妙寺山、千金甲の 7 地区、約 1,600ha を風致地区に指定し、これらの自然環境は現在も大切に保全されています。
- 第二次世界大戦（1939～1945 年）によって市域は壊滅的な被害を受けました。このため、戦災復興計画を定め、懸命の努力によって近代都市としての形態を整えてきました。また、熊本城公園、水前寺運動公園、立田山緑地、水前寺江津湖公園等の公園の整備が進められ、緑の拠点が形成されました。
- 高度経済成長期以降、年々緑が失われてきたことから、昭和 47 年（1972 年）、市議会において「森の都宣言」を決議し、保存樹木の指定、立田山環境保全林の買収など官民一体で緑の保全、緑化を推進しました。

【平成】

- 平成に入って以降も、環境保護地区の指定等により緑地の保全や緑化を推進しました。
- 平成 22 年（2010 年）までの市町合併により、現在の範囲の熊本市が誕生して以降も都市公園の整備を進め、平成 31 年（2019 年）3 月末時点で市民一人当たり公園面積は 9.6 m²と、同時期の政令指定都市平均 6.8 m²を上回っています。

6. 緑の役割

自然がもたらしてくれる緑は、多面的な機能、効用を持っています。様々な緑の役割を活用することによって、都市機能の強化、魅力の向上につながります。本計画では、このような緑の役割を「緑の質」と表現し、次の5つに分類します。

1. 都市環境の維持・改善

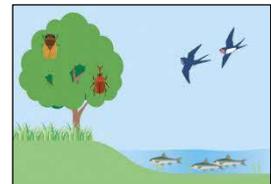
○緑陰の提供、気温上昇の緩和、大気汚染の改善

都市の緑は、緑陰の提供、騒音の緩和、緑被によるヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素の吸収等の優れた環境保全機能を持っています。



○多様な生物の生息環境の確保

市街地に残る自然環境は、都市における動植物の貴重な生息・生育地となっています。また、河川等の水辺地や森林は、多様な生物の生息環境を保全します。



○地下水のかん養

森林や農地は地下水をかん養する機能を持ち、雨水等は森林や農地を通じて地下に浸透し、地下をゆっくりと流動していきます。



2. 良好な都市景観の形成

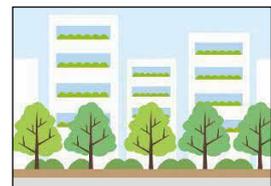
○歴史や文化に育まれた都市景観の形成

遠景となる山々や台地の斜面林、河川、田園、鎮守の森や屋敷林等の歴史の感じられる緑は、歴史や文化に育まれた地域の個性と魅力をつくる都市景観を形成します。



○緑の適切な配置による魅力的な街並みの形成

街路樹や市街地の緑は、うるおいのある美しい街並みを形成し、特徴的で魅力ある街並み景観をつくります。



○行楽・観光拠点の魅力の向上

行楽・観光地の緑は、観光資源とともに印象的な景観を構成し、観光のイメージアップにつながり、多くの人々が訪れる魅力をつくります。



3. 都市の安全性の確保

○火災による延焼防止

街路樹や公園、住宅地の庭木等、市街地の緑は、大火の延焼を遮断し、人々を火災の熱から守る避難路、遮蔽壁となるなど、防災上重要な役割を果たします。

○災害時の避難場所の確保

都市の緑地は、地震や土砂災害時の避難場所となり、災害復旧・復興の拠点として機能します。

○雨水の流出量の調整による水害・土砂災害の防止

森林等の緑地は、河川流量を調整し、水害や土砂災害の防止に寄与します。



4. 健康づくり・レクリエーション空間の提供

○休養・休息の場の提供

公園等の緑の空間は、人々に休養、休息の場を提供します。

○様々なレクリエーションの場の提供

森林等は、ハイキング、自然観察や環境学習の場など、教養、文化活動等の様々なレクリエーションの場を提供します。

○健康づくり、運動、子どもの健全な育成の場の提供

公園等は、健康づくり、運動の場となるとともに、子どもの遊び、自然とのふれあいなどによる健全な育成の場を提供します。



5. 精神的充足

○人々の心にうらおいとやすらぎを与える癒しの場

緑や花は、ストレスを緩和させ、人々にやすらぎを与え、季節感あふれる空間は、人々の心に癒しを与えます。

○地域コミュニティ活動、生きがいの醸成

緑化、緑地保全活動は、人々の地域コミュニティ等への参加を促し、住民の生きがいを醸成します。

